主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人草光義質の上告理由第一点について。

論旨冒頭引用の原判決理由部分は、原判決の引用する第一審判決理由中の、「本件山林は登記簿上被告(上告人)の単独所有名義になつてはいるが、被告が昭和の初め頃これを買い入れるに際しては、原告(被上告人)から代金の半額を出して貰い、実質上は共有であつた」との認定が動かしがたいことの補足的な説示であつて、挙示の証拠から肯認できる。また原審が、地価と賃貸価格とに関する知識なくして判断したとか、あるいは原審に所論のような釈明義務違背があつたと認めるべき根拠も見出しえない。所論は、ひつきよう原審が適法に確定した事実にそわない事実を前提として原判決を非難するに帰し、採用するを得ない。

同第二点について。

和解契約は、相争う当事者が互に譲歩しあつて争いをやめる契約であるが、その 和解に至る過程において、第三者があつ旋仲介するがごときことはなんらその妨げ となるものではない。原審の引用する第一審判決の認定によると、D農業委員会の 調停によつて、上告人の代理人Eと被上告人との間に民法上の和解が成立したとい うのであるから、右和解は、本件山林をめぐる紛争につき同委員会に所論いわゆる 調停をなすべき職務権限の有無には関係なく、有効であると解すべきこと勿論であ る。されば論旨は理由がなく、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

郎		八	田	藤	裁判長裁判官
克			田	池	裁判官
助		大	村	河	裁判官
_		健	野	奥	裁判官
力	→	作	Ħ	Ш	裁判官